

第49回コーデックス食品表示部会 (CCFL49) 概要報告

令和 8 年 7 月
消費者庁食品表示課

第49回コーデックス食品表示部会（CCFL49）：議題一覧

番号	議題名
1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
2.1	香辛料の食品表示における原産国の義務表示に加えた『収穫国（country of harvest）』の使用について
3	FAO/WHOから提起された関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討(承認)
5	包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）の附属書：予防的アレルギー表示（PAL）の使用に関するガイドライン（ステップ7）
6	包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形態に関連する規定（ステップ4）
7	緊急時における食品表示規定の適用に関するガイドライン（ステップ4）
8	今後の作業と新たな課題
8.1	アルコール飲料への食品表示規定の適用に関する新規作業提案
8.2	『小型包装』への表示規定の適用及びそれに関連する免除規定についての指針的定義に関する新規作業提案
9	その他の事項
10	次回会合の開催日と開催地
11	報告書の採択

背景（CCFLによる承認事項）

- 2019年以降、スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCCH)策定の乾燥サフラン規格のうち表示事項について、食品表示部会で議論を行ってきた。
- 表示における主な論点は、**原産国表示とは別に「収穫国」表示を義務表示とすることについての是非**
- 本件について事前に電子作業部会等において、食品表示部会からCCSCCH等への勧告案を含めて議論を重ねていた。

主な議論

- 勧告案について（抜粋）
 - 製品のプロモーションは、自主的表示を通じて行うことが可能であることに加え、コーデックス以外にも利用可能な既存の枠組み（地理的表示など）が存在する
- 乾燥サフランの「収穫国」表示について
 - 原産国と収穫国が同一であるとの原則を確認
 - 原産国は義務表示であるものの、**「収穫国」表示（収穫地域及び収穫年）は任意表示とする案への支持多数（我が国を含む。）**

結論

議論の結果をコーデックス総会に報告するとともに、勧告をCCSCCHに共有 等

国内への影響

国内制度においては、原産地（国）は義務表示であるものの、収穫国が異なる場合には任意で表示可能となっており、相違が無いことから**特段の影響は見込まれない。**

議題5：予防的アレルギー表示（PAL）ガイドライン案

予防的アレルギー表示(PAL)とは

- 通常のアレルギー表示は原材料としてアレルギーを使用した場合に行われるものであるのに対して、PALとは、当該アレルギーを原材料として使用していないものの、製造等の過程において意図せず混入するリスクを示すため、「May contain」等の語で表示されるもの。
- 日本においては注意喚起表示（「〇〇を製造したものと同一工場で製造されています」等）を認めている。

背景

- 2019年以降、包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985、GSLPF）におけるアレルギー関連規定の見直し作業の一環として、PALに係るガイドラインの策定に向けて議論が行われていた。
- 前回部会までにガイドラインの「目的」「適用範囲」「定義」について合意。今次部会ではガイドライン案の採択に向けた議論が行われた。

主な論点

① PALの文言

これまでの議論

- 多くの国で「May contain（含まれる可能性がある）」を使用する一方、「may be present（存在する可能性がある）」「contain traces of（微量に含まれる可能性がある）」等の他の表現も存在
- 様々な文言が乱立すると消費者が混乱し、かえって健康被害につながる可能性があるため、文言は「May contain」に限定し、その他の表現は認めるべきではないとの意見もあり

今次部会での議論

- 「May contain」に限定するか、「May contain (or equivalent words)」として類似表現を許容するか、または「equivalent words」の例示として「such as ‘may be present’」等の文言を入れるか

② PAL使用の要否の判断に係る根拠

これまでの議論

- 品目別に設定された参照用量に基づきアクションレベル（閾値）を算出
- アレルギーの濃度が当該アクションレベルを超えた場合にはPALを行う
- 参照用量の妥当性を検討するため、他のコーデックス部会（分析・サンプリング法部会(CCMAS)）に意見照会

今次部会での議論

- CCMASの回答を踏まえた参照用量の妥当性の検討

③ グルテンフリー表示

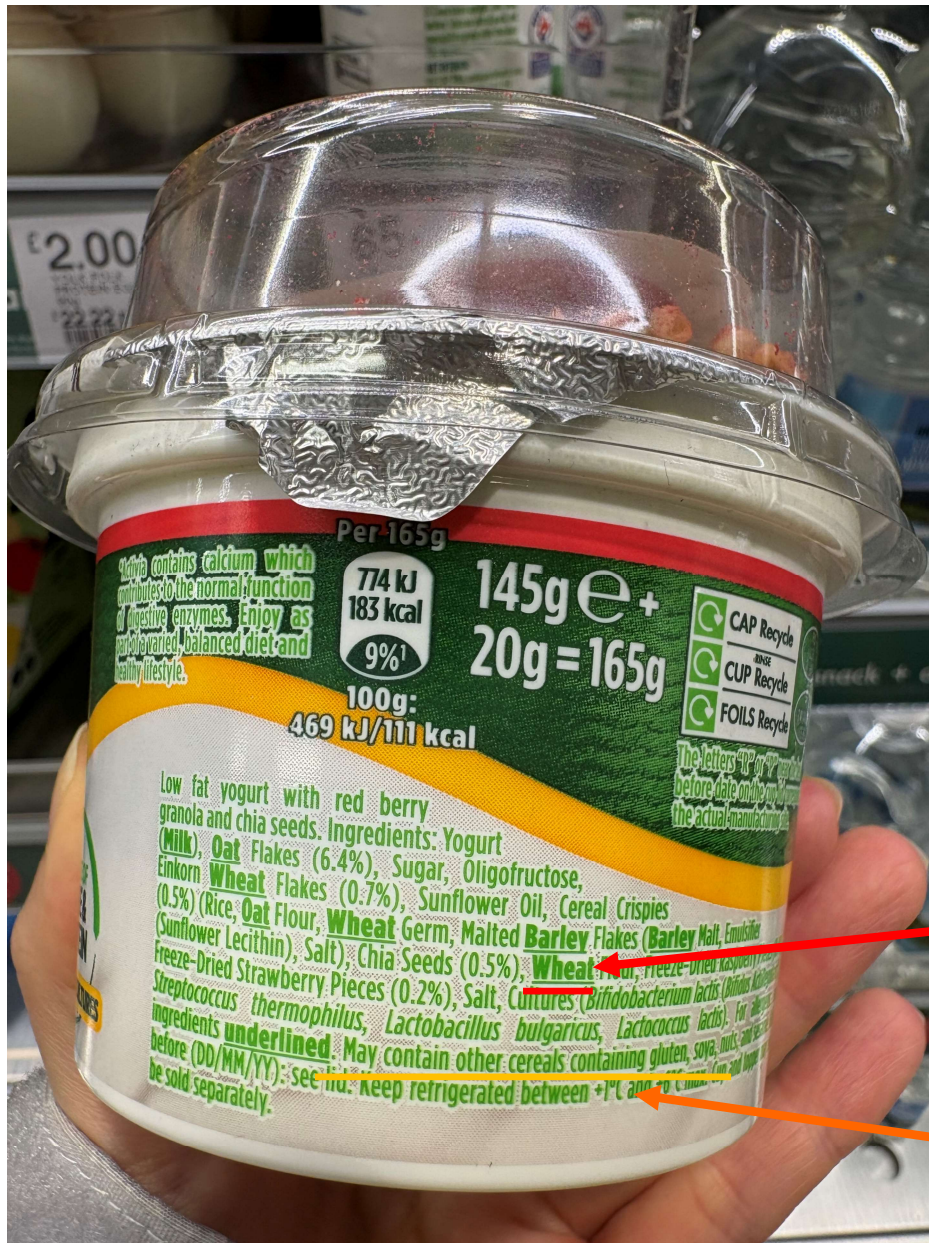
これまでの議論

- 現状、小麦や大麦等が一定の濃度含まれる場合、PALとグルテンフリー表示が併存する可能性あり
- グルテンを含む穀類に対するPALが使用される場合、グルテンフリー表示は行ってはならない

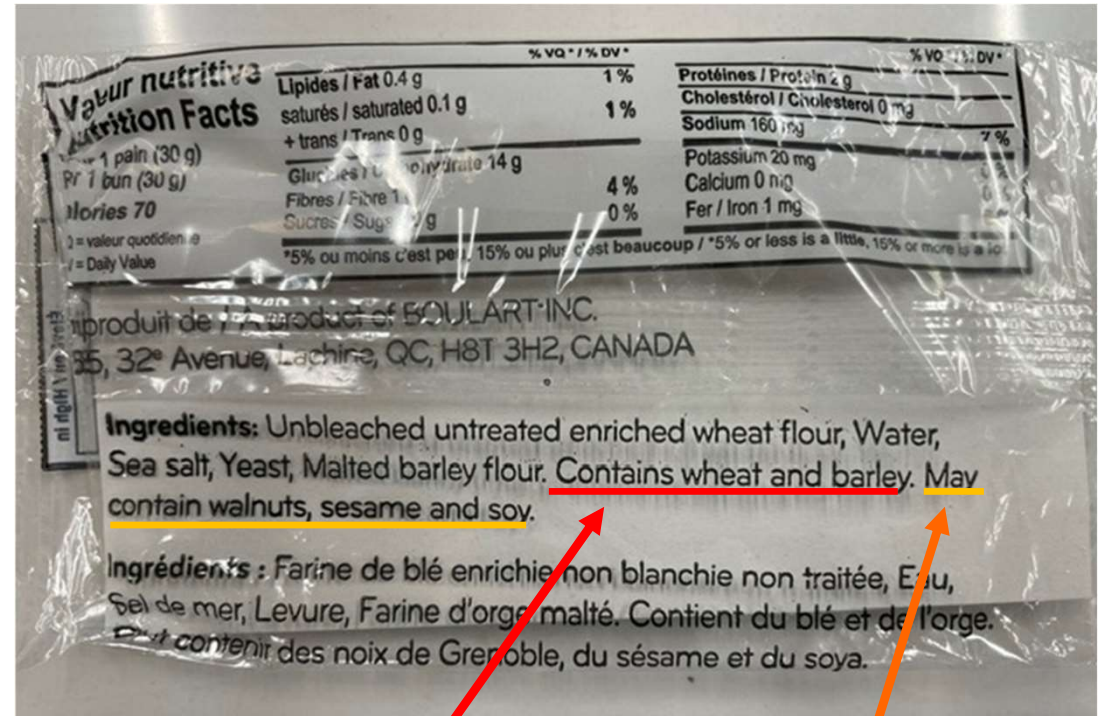
今次部会での議論

- 小麦や大麦のPALを行う際に「グルテン」の用語を使用しても良いか

英国（シリアル入りヨーグルト）



カナダ（パン）



通常の
アレルギー表示

予防的アレルギー表示(PAL)
("May contain ")

議題 5：予防的アレルギー表示ガイドライン案概要及び今後の対応

目的	予防的アレルギー表示（PAL）が効果的に使用されるように、一貫し調和した方法について整えること。	日本の注意喚起表示の考え方と整合
適用範囲	交差接触による食物アレルギーの意図しない混入のリスクがあることを示すために包装食品のラベルに使用されるPALに適用。	日本の注意喚起表示の考え方と整合
定義	リスク評価によって特定された交差接触による食物アレルギーの意図しない存在によるリスクを示すために、包装食品のラベルに記載されている文言	日本の注意喚起表示の考え方と整合
一般原則	① <u>PAL 使用の前提条件</u> PALの使用は、適切なアレルギー管理を行っても意図しない混入を防止又は制御できない場合に限定されるものとする（shall be restricted）。 ② <u>PAL使用の決定</u> PAL使用の決定は、リスク評価の結果に基づくべきであり（should）、定性的リスク評価から開始し、必要に応じて定量的リスク評価によって補完され得る。 ③ <u>アクションレベルに基づくPALの使用/不使用の決定</u> 適切な低減措置を実施した後に、意図しない食物アレルギーの混入が参照用量（RfD）に基づくアクションレベルを上回ることが確認された場合には、PALを使用しなければならない（shall be used when）。 意図しない食物アレルギーの混入がアクションレベル以下である場合には、PALは使用されるべきではない（should not be used when）。	①日本の注意喚起表示の考え方と整合 ②日本の制度との整合性を要整理 ③総タンパク質の濃度に基づき使用を決定
表示方法	・GSLPFにおけるアレルギーの表示方法に係る規定が適用される。 ・PALは、「May contain（含まれる可能性がある）」という文言（または管轄当局が認める「may be present（アレルギーが）存在する可能性がある）」等の同等の表現）を開始しなければならない。	日本では「入っているかもしれない」等の 可能性表示は禁止 。 根拠（「○○を使用した製品と同一のラインで製造」等）が必要

今後の対応



- ・ 文言については、引き続き現行の国内制度に基づく表示が可能
- ・ 日本における参照用量、定性的リスク評価に係る課題を整理するため、調査等を実施する必要。

議題 5：意図しない混入に対する表示の制度について

日本の制度

食品表示基準に基づく食物アレルギー表示の運用（主に定量的な評価）

タンパク質量	原材料としない（防ぎきれない混入）			
	含有しない	数μg/g含有レベルに満たない含有	数μg/g含有レベル以上含有	常に 数μg/g含有レベル以上含有
アレルギー表示	① 表示不可	② 表示の必要はない	③ 注意喚起表示※を推奨	④ アレルギー表示をする必要がある（ 義務 ）

低

総タンパク質量の濃度レベル

高

※例：「この製品は〇〇を使用した製品と同じラインで製造しています。」

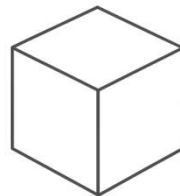
PAL表示

「意図しないアレルギーの混入を表示する」場合の規定（定性的な評価を含むリスク評価）

タンパク質量	意図しない混入			
	アクションレベル※未満		変動	アクションレベル以上
現状（規定なし）	○	○		○
ガイドライン作成後	×	×		○
日本	×	△	○	－（義務表示）

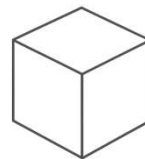
※アクションレベル＝参照用量（RfD：食品由来の総タンパク質量mg）／食品の量（1回の食事量kg）

卵の場合
（参照用量2.0mg）



1回の食事量
1 kg

アクションレベル
2.0 ppm



1回の食事量
0.5kg

アクションレベル
4.0 ppm



1回の食事量
0.1 kg

アクションレベル
20 ppm

議題 5 : 【参考】PALの議論における日本の主張

PAL使用の決定について

日本の主張

(一般原則③のアクションレベルを上回った際にはPAL使用を義務(shall be used)とし、下回った場合には使用されるべきではない(should not be used)という規定ぶりについて)

- 本ガイドラインの目的はPALの過剰使用を抑制し、適切な管理と科学的な根拠に基づく表示によってPALを効果的に使用するためのアプローチを促進することであり、アクションレベルを超えた場合にPAL使用を義務付けることはこれと同義ではない。
- したがって、アクションレベルを上回ることが確認された場合であってもshould only be used whenという表現によって使用場面を限定すれば十分であり、より強い義務の意味を有するshall を使用することは、アクションレベルを超えた場合にPALを義務化することにつながりかねず、本ガイドラインの趣旨に照らしても適切ではない。

これに対する議長の回答

アクションレベルを超過した場合には消費者にリスクをもたらすため、PALは使用されなければならない (shall be used) 。この点についてはこれまでの議論で既に合意されているはずであり、更なる議論は不要。

PALの文言について

日本の主張

言語表現は国や地域によって異なるため、各地域の当局が消費者にとって最も適切なメッセージを許容できるよう、一定の柔軟性を与えることが重要である。そのため文言は「May contain」のみに限定するのではなく「equivalent words」も認めるべき。

議題 5 :【参考】 予防的アレルギー表示ガイドライン案のその他の議論

4.3.2 If a PAL statement for cereal(s) containing gluten (wheat, barley, and rye) is necessary, then the term “gluten-free” shall not be used.⁶

グルテンを含む穀類（小麦、大麦及びライ麦）に関するPAL表示が必要な場合には、「グルテンフリー」という用語は使用してはならない。

補足：1 回当たりの摂取量が大い（200 グラム超）場合、一部の食品は、グルテン含有量が 20 mg/kg 以下であるため「グルテンフリー」表示の基準を満たすと同時に、4 mg のグルテン 参照用量を超えるため PAL の基準も満たす可能性がある。参照用量を超える食品に対して、グルテンフリーと表示されないよう明確にしたもの。

⁶ "Gluten-free" foods as defined in the Standard for foods for special dietary use for persons intolerant to gluten (CXS 118-1979).

4.4 PAL shall be complemented by effective education and information programs supported by competent authorities to promote appropriate use of PAL by food business operators and proper understanding by consumers, health care providers and other stakeholders.

PALは、食品事業者による適切な活用の促進および消費者、医療従事者その他の関係者による正しい理解を図るため、管轄当局が支援する効果的な教育および情報提供プログラムと併せて実施されなければならない。

議題 6 : 詰め合わせ食品（ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックフォーマット）の表示規定

背景・論点

- 2019年以降、詰め合わせ食品において、外装と中身の包装の表示事項が異なる場合の表示方法を明確化するため、GSLPFの修正を行う方向で検討が進んでいた。
- 主な論点：
 - 外装と中身の個包装の表示事項が異なる場合には、外装に当該食品の全体に係る事項を記載することを原則とすることの是非
 - 内容量表示及び期限表示等の個別事項に係る表示方法の明確化

【参考】

- ジョイントプレゼンテーション…異なる性質の食品の 2 つ以上のユニットが外装容器に含まれ、消費時に補充または混合されるもの（例：かやくやスープが個別包装されたカップラーメン）
- マルチパックフォーマット…外装容器と、別々に消費されることを意図した、同じまたは異なる包装食品の 2 つ以上のユニットで構成されるもの（例：クッキーやチョコレート等の異なる個包装菓子の詰め合わせ）

主な議論

- GSLPFにおいて、**外装への表示が原則**であることが既に明確化されている旨に多くの国が同意
- 日付表示については、最低限最も早い日付を外装に表示すること、及び異なる種類の表示（消費期限と賞味期限等）が混在する場合は安全に関わる日付を優先して表示すること。追加的な日付表示は妨げられない。

結論

改正案の最終採択のため次回総会に諮る方針で合意

国内への影響

国内において、詰め合わせ食品については、原則全ての情報を外装に表示することとなっており、**特段の影響は見込まれない。**

背景

2021年以降、新型コロナウイルス感染症での経験を踏まえ、緊急時における食品表示規制の柔軟な適用に向けてガイドラインを作成する方向で検討が進められてきた。

主な議論

- 適用範囲
 - 本ガイドラインは必要な柔軟性を提供するとともに、緊急事態が悪用されることを避けるためにも、適用範囲は管轄当局のみとすることについて合意
- 輸入国の同意
 - 表示の柔軟化の対象となる製品が輸出される場合には、輸入国の管轄当局の合意が必要であることから、その旨を本ガイドラインに定めることで合意

結論

本ガイドラインの内容について多くの国が支持したため、最終採択に向けて次回総会に送付することで合意

国内への影響

本ガイドラインは非規範的なものであり、ガイドライン案に盛り込まれた原則や適用等は、従前国内で災害時等に適用してきた食品表示規制の弾力的運用における考え方と合致していることから**特段の影響は見込まれない**。

また、輸出入においては、輸入国の管轄当局の合意が必要であるとされており、貿易上も特段の懸念は見込まれない。